

# 国立大学法人高知大学安全・安心機構会議規則

平成 24 年 3 月 28 日  
規 則 第 101 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学安全・安心機構規則第 8 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人高知大学安全・安心機構会議（以下「機構会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 機構会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 部門長
- (4) その他機構長が必要と認めた者

(審議事項)

第 3 条 機構会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 国立大学法人高知大学の安全・安心の総括に関する事項
- (2) その他必要な安全・安心に関する事項

(議長等)

第 4 条 機構会議に、議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、機構長をもって充てる。
- 3 副議長は、副機構長をもって充てる。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長の職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 議長が必要と認めたときは、機構会議に委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第 6 条 機構会議の事務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、機構会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。